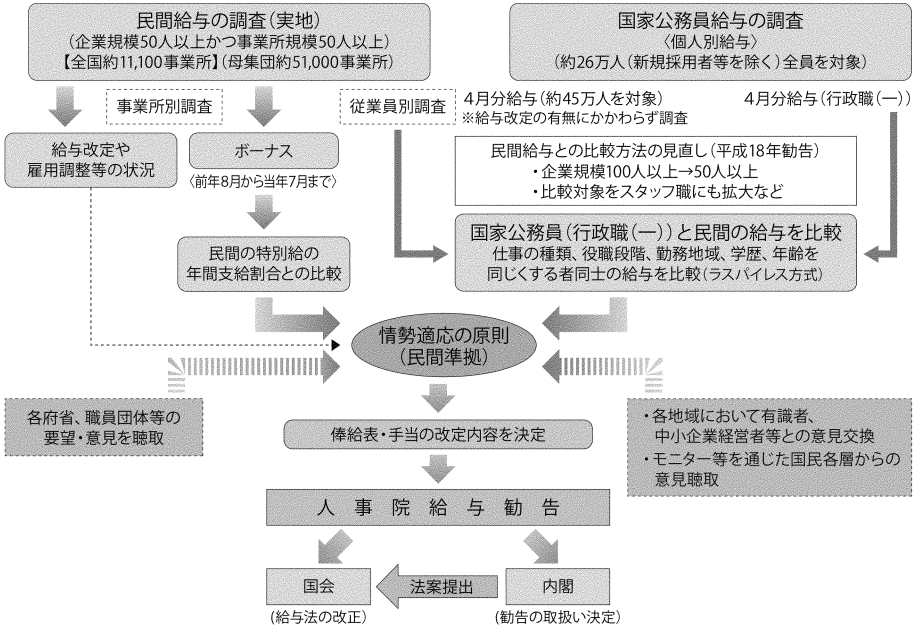
図３－１　給与勧告の手順



〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年８月から当年７月までの１年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当、勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

2　平成22年の報告と勧告

平成22年８月10日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。その内容は第１部第２章に掲げたとおりである。

3　公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、各府省の協力を得て、毎年、「国家公務員給与等実態調査」を実施している。調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：１月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調 査 項 目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：４月１日における給与等の状況を集計

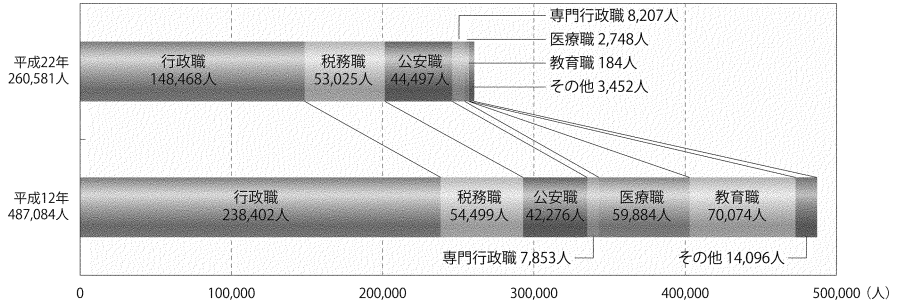
平成22年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

⑴　職員の構成

国家公務員の人数は引き続く定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、さらに、平成16年４月の国立大学の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行が大きく影響して、平成12年と比べると約23万人減少している。

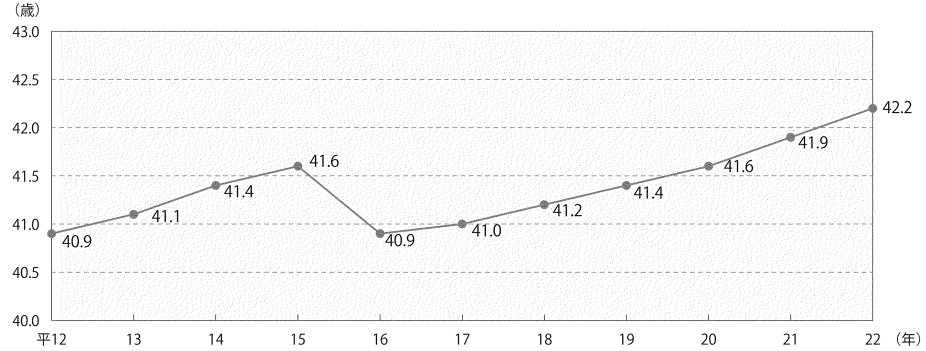
また、職員の平均年齢は図３－３のとおりで、平成16年は国立大学の法人化等による人員構成の変化に伴い低下したが、近年の傾向としては、在職期間の長期化等により上昇が進んでいる（図３－２、３－３）。

図３－２　職種別職員数



（注）１　職員数は、４月１日現在の在職者（新規採用者及び再任用職員は含まない。）である。
２　行政職（一）の在職者は、平成22年が144,513人（55.5%）、12年が221,692人（45.5%）である。

図３－３　平均年齢の推移



⑵　職員の給与

平成22年４月１日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、次のとおりである。

表３－１　給与種目別平均給与月額

給与種目	全職員	行政職俸給表㈠適用職員
俸給	340,005円	325,579円
扶養手当	12,647	12,467
俸給の特別調整額	11,085	11,685
地域手当等	35,105	35,061
住居手当	3,461	3,687
その他	6,193	7,187
合計	408,496	395,666

㈱　「その他」は、本府省業務調整手当、寒冷地手当、特地勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当及び超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。